

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社フジクラ			コード	5803
提出日	2025/6/5	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	2025年3月期に係る定時株主総会終結の時をもって社外取締役全員が任期満了となり、新たに吉川恵治氏、小池利和氏、柳瀬英喜氏、山田保裕氏、田邊るみ子氏、及び中村明日香氏が就任される予定であるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	吉川 恵治	社外取締役	○										△			○		有
2	小池 利和	社外取締役	○										○			○	新任	有
3	柳瀬 英喜	社外取締役	○										△			○	新任	有
4	山田 保裕	社外取締役	○										△			○	新任	有
5	田邊 るみ子	社外取締役	○										△			○	新任	有
6	中村 明日香	社外取締役	○										△			○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	過去に日本板硝子株式会社の業務執行者でしたが、当社との間の取引は販売、購入ともに当社又は同社の連結売上高の1%に満たず、同社は当社の定める独立性基準の重要な取引先には該当しません。なお、2015年6月に同社の業務執行者を退任しています。	グローバル企業のCEOとして経営再建を主導し、日本有数のガバナンス体制を構築するなど、企業経営及びコーポレートガバナンス体制の強化にかかる十分な経験と知見を有しています。また、2018年からは関西ペイント株式会社、2021年からはイオンディライト株式会社の社外取締役を務め、経営の監督者としての経験も有しています。 また、吉川氏は、当社の取締役会その他の会議体等において常に事業ポートフォリオ、マーケティング、サプライチェーンや、経営管理の指標の有効活用など、経営者の視点に立った的確な助言、監督を行っています。 以上から、当社のコーポレートガバナンスの強化及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監督において、社外取締役として必要な人材であると判断したものです。 また、当社との間に利害関係はなく一般株主との間において利益相反関係が生ずることもないため、独立役員として指定しました。
2	現在、ブラザー工業株式会社の業務執行者ですが、当社との間の取引は販売、購入ともに当社又は同社の連結売上高の1%に満たず、同社は当社の定める独立性基準の重要な取引先には該当しません。	小池氏は、世界トップシェアの製品を有し、海外売上比率の高いグローバル企業において、販売・マーケティングから商品企画、IT、財務、ロジスティック、サービスに至るまで幅広い職種を歴任しています。特に同社の米国事業に長期にわたって携わり、事業の再建及び拡大に大きく貢献しました。また、同社では代表取締役社長として経営を主導し、リーマンショックをはじめとする数々の危機を乗り越えるなど、グローバルな経営全般にわたる豊富な経験と事業に関する高い知見を有しています。 さらに、小池氏はグローバル企業の社長・会長職を通じて同社の経営ガバナンス強化を推進し、複数の上場会社において社外取締役も務めており、経営の監督者としても十分な経験を有しております。加えて、環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）において副会長・会長職を歴任するなど、サステナビリティに関する豊富な知見も有しています。 以上から、当社では、小池氏がコーポレートガバナンスの一層の強化、及び取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監督において、必要な人材であると判断したものです。 また、当社との間に利害関係はなく一般株主との間において利益相反関係が生ずることもないため、独立役員として指定しました。
3	過去に豊田通商株式会社の業務執行者でしたが、当社との間の取引は販売、購入ともに当社又は同社の連結売上高の1%に満たず、同社は当社の定める独立性基準における重要な取引先には該当しません。なお、2023年6月に同社の業務執行者を退任しています。	柳瀬氏は、グローバルに事業を展開する国内有数の総合商社において代表取締役副社長を務め、事業の新陳代謝や業績伸張をけん引するなど、グローバルな経営全般にわたる豊富な経験と事業に関する高い知見を有しています。 加えて、2023年6月からは新日本理化株式会社において社外取締役を務めており、経営の監督者としての経験も有しています。また、経済同友会の委員会、名古屋工業大学経営協議会委員・学長選考委員会、カザフスタン名誉領事を歴任するなど一企業の事業活動に留まらない多様な知見を有しています。 以上から、当社のコーポレートガバナンスの強化及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監督において、社外取締役として必要な人材であると判断したものです。 また、当社との間に利害関係はなく一般株主との間において利益相反関係が生ずることもないため、独立役員として指定しました。

4	過去に三菱商事株式会社及び北越製紙株式会社において、また、現にTOYO TIRE株式会社の業務執行者ですが、いずれも当社との間の取引は販売、購入ともに当社又は各社の連結売上高の1%に満たず、各社は当社の定める独立性基準における重要な取引先には該当しません。	山田氏は、グローバルに事業を展開する国内有数の総合商社において長年にわたり事業に携わってきた経験に加え、ガバナンスの改善や投資家対応等の幅広い経験を有しています。加えて、グローバルメーカーにおいて取締役会長として取締役会議長を務めるなど、経営の監督者としても十分な経験を有しております。 以上から、当社取締役会における重要な経営事項の審議や業務執行に対する監督において、社外取締役として必要な人材であると判断しました。 また、当社との間に利害関係はなく一般株主との間において利益相反関係が生ずることのないため、独立役員として指定しました。
5	田邊公認会計士事務所所属する公認会計士ですが、当社と同事務所との取引はありません。また、過去にHOYA株式会社その他の会社において業務執行者でしたが、いずれも当社との間の取引は販売、購入ともに当社又は各社の連結売上高の1%に満たず、各社は当社の定める独立性基準における重要な取引先には該当しません。	田邊氏は、長年にわたり公認会計士として業務に従事し高度な専門性を有しています。加えて、複数のグローバル企業での経理財務の責任者や社外取締役（監査等委員）・監査役等の経験を通じた監査全般・財務・会計・経営管理・ガバナンス等の分野における豊富な経験と高い知見を有しています。 以上から、当社取締役会における重要な経営事項の審議や業務執行に対する監督において、社外取締役として必要な人材であると判断したものです。 また、当社との間に利害関係はなく一般株主との間において利益相反関係が生ずることのないため、独立役員として指定しました。
6	過去にあずさ監査法人その他の法人又は会社において、また、現にあずさ未来研究所株式会社の業務執行者ですが、いずれも当社との間の取引は販売、購入ともに当社又は各社の連結売上高の1%に満たず、各社は当社の定める独立性基準における重要な取引先には該当しません。	中村氏は、長年にわたり公認会計士として業務に従事し高度な専門性を有しています。また、会計専門家としてのアドバイザー業務では、内部統制システム構築を含む不正防止やガバナンス強化等の観点からの関与、M&A支援業務に加、TCFD開示支援、マテリアリティ分析支援などサステナビリティ経営課題に関する支援の実績も有しております。 以上から、当社取締役会における重要な経営事項の審議や業務執行に対する監督において、社外取締役として必要な人材であると判断したものです。 また、当社との間に利害関係はなく一般株主との間において利益相反関係が生ずることのないため、独立役員として指定しました。

4. 補足説明

【社外取締役の独立性に係る基準】 現在次の各項に該当する者又は最近3年以内に次の各項に該当していた者並びにこれらの者の2親等内の親族及び配偶者は、独立性を有さない。 ・当社グループの重要な取引先*1又はその業務執行者*2 ・当社グループを重要な取引先とする者又はその業務執行者 ・当社の総議決権の10%以上を有する株主又はその業務執行者 ・当社又は当社の子会社から、当社の社外役員であることにより得られる報酬以外に金銭その他の多額の報酬*3を受け取っている者又はその業務執行者 なお、当社グループでの業務に十分な時間・労力を振り向けられるよう、社外取締役の兼職社数は当社を含み原則4社までとする。 *1重要な取引先：当社連結の販売額が連結売上高の1%以上である取引先及び当社による購入額が当該相手方の連結売上高の1%以上である取引先 *2業務執行者：業務執行取締役及びその直下の従業員 *3多額の報酬：年額10百万円超
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。